

令和7年度 第2回 福知山市上下水道事業経営審議会

日時：令和7年9月2日（火） 午後1時30分から午後3時

場所：福知山市上下水道部庁舎 3階 301会議室

〔委員〕 (敬称略)	井上直樹	会長・福知山公立大学地域経営学部 学部長
	越後信哉	副会長・京都大学大学院地球環境学堂 教授
	松本清香	公募委員（欠席）
	中井政夫	公募委員
	桐村信太郎	福知山商工会議所 中小企業相談所 所長
	衣川浩行	福知山市商工会 事務局長
	嵯峨根正和	一般社団法人長田野工業センター 専務理事
	谷垣 均	福知山市自治会長運営委員連絡協議会 駅前町自治会長
	森田雅子	福知山市連合婦人会 会長
	碓 正登	京都府建設交通部水道政策課 課長
	工藤 真	京都府建設交通部下水道政策課 課長（欠席）
〔上下水道部〕	神内明宏	福知山市上下水道事業管理者職務代理者（上下水道部長）
	松井美幸	経営総務課長
	井上義信	上下水道部次長兼水道課長
	山本英典	上下水道部次長兼下水道課長
〔事務局〕	志賀 亘	経営総務課課長補佐兼経理係長
	山崎志帆	経営総務課経理係主任
	櫻尾篤士	経営総務課経理係主任
	西村さつき	経営総務課経理係主査
	荒川沙更	経営総務課経理係主事

○新規委員委嘱

司 会 開会に先立ちまして、上下水道部長の神内より、福知山市上下水道事業経営審議会を代表し、井上会長へ、手数料の見直しについて諮問いたします。井上会長、神内部長は前の方へお願いいたします。

～神内部長から井上会長に諮問書を手交～

○開会及び開会あいさつ

会 長 福知山市上下水道事業経営審議会規程第 5 条第 2 項の規定に従いまして、委員の皆様の過半数のご出席を賜っておりますので、ただいまから令和 7 年度第 2 回福知山市上下水道事業経営審議会を開催させていただきます。

それでは早速ですが、議題を進めてまいりたいと思います。

先ほど、諮問を受けました手数料の見直しにつきまして、まず事務局よりご説明いただきたいと思います。説明を受けた後、委員の皆様からご意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○手数料の見直しについて

～事務局 説明～

会 長 ご説明ありがとうございました。それでは、今のご説明を踏まえまして、答申に向けて、委員の皆様のご意見をお伺いしてまとめていきたいと思っております。今回 3 種類の手数料がございますが、今回の手数料の見直しの是非、改定後の手数料の金額などを含めて、ご意見・ご質問等ございましたら、どなたからでも結構ですようお願いいたします。

委 員 質問が 2 点ほどございます。1 つは、改定後の収入見込みについて、給水工事手数料が 410 万円程度、排水工事手数料の方が 150 万円程度となっており、その収入額はわかるんですけど、収支を算定したときに、どのぐらいの経営改善が見込まれるものなのか、この資料だけではわからないので教えていただきたい。

もう 1 点は、基本的に新築をされた人に対する受益者負担になるので、それは当然負担を求めるべきだとは思うのです。ただ、市の 9 月議会を拝見しても、手数料や入館料の改定などいろいろな値上げの提案をされています。市中でもいろんな物価指数が上がってきて、食料品等の様々な価格が上がっていく状況の中で、来年 4 月の施行のときに、他の手数料も含めて、どれだけ値上げするものがあるのかわかりにくく、市民からすれば、物価が上がる中で、市もこれだけ上がるのかという印象がどうしても出てくると思います。上げざるをえないところはあると思うのですが、ここら辺のバランス感覚というのはどのように考えていかれるのか教えていただきたいと思っております。

事務局 1 点目の全体の収益の中でどれほどの経営効果があるのかということですが、令和 5 年度決算でいいますと、水道事業の収益 21 億 9200 万円で単純に割り戻しますと、全体収益に占めるこの手数料の割合が、今まで約 0.07%だったものが、見直しによって 0.267%になるということで、これが直接経営改善に繋がる数字ではないと考えております。

下水道事業につきましても同様でして、今回新たに導入をしましたら、収益全体で 46 億 4700 万円ほどあるのに対し、新たな収入見込みが 150 万円ほどですので、0.03%程度収入が増えることになります。見え方としてはなかなか見えにくいものにはなりますが、説明の中でもありましたとおり、やはり、誰が払うべき費用かを適正化するということを踏まえ、現状、いわゆる使用料で補填しているものを、本来の受益者に負担していただくという意味で改正をした上で、本来の手数料と使用料や料金があるべき姿を考えたいと思っております。

次のご質問になりますが、9 月議会で、いろいろな手数料、入館料の値上げの議案が上がっております。施設の入館料ですとか、生活に直結するという意味では児童クラブの利用料などは影響が大きいのではないかと考えております。物価上昇の中で、価格に転嫁していかざるをえないのはどの事業も同じですし、数が大きい分、水道・下水道については、特にその影響も大きいのかなと思っております。

バランスということで、なるべく市民負担を減らしたいなと思っておりますが、やはり平成 5 年度から見直してこなかったということで、本来もっと早くに手をつければそれほど急激な値上げにならなかったとは考えるのですが、ただ今やらないことで、結果的に料金や下水道使用料といった市民の負担に転嫁されることがないよう、気づいたこのタイミングで見直しをさせていただければと考えております。時間が経てば経つほど、手数料と実際にかかる経費との乖離も広がっていくかと思しますので、周知の期間を考えますと、早くても遅くても 4 月にするのがよいのかなと考えております。

委員 でしたら、説明ではただ値上げというだけでなく、先ほどおっしゃった受益者負担という理由をしっかりと挙げていただいて、その上で、今まで市民負担として水道料金に含まれていた、それが軽減できるというメリットも、しっかりと説明をいただければと思います。

委員 私も今までなぜこの見直しが行われていなかったのかということについての疑問がありました。水道と下水道で、現在の手数料の徴収状況に違いはありますが、当然これは設備を作られる方が費用負担していくというのが当然であろうと思います。金額的な問題は議論の余地があるかもしれませんが、考え方として、申請された方が手数料を負担していくというのは当然のことじゃないかと考えます。

会長 中井委員からもご指摘がありましたが、各手数料の金額については事務局よりご説明いただいたとおりでございます。もちろんこの金額についても、ご意見とかご質問ございましたら、お願いいたします。

委員 現在水道の方は手数料をとっていて、下水の方はとっていない。他の市町を見ていると、下水の方が手数料をとっている割合が低めというのは、何か経緯や理由があるのですか。

事務局 詳しい経緯について、他の市町はわからないのですが、福知山市の場合、下水道事業は平成 24 年度に法適用といいまして、地方公営企業法を適用していわゆる企業会計の形をとって、事業をやるようになりました。それまでは、下水道部というのは市長部局にありまして、下水道事業につきましても、一定受益者の負担をいただきつつも、事業の推進については、税金を投入してやるという面が多かったのでは、という推測はしております。また、なかなか水道と下水を並べて考えるという発想が、その当時まではおそらくあまりなかったのではないかと思います。

平成 24 年度以降、同じ部として事業を進め、いろいろなことに取り組んできた中で、ようやく考えを合わせつつ、必要な負担について考えている中での、今回の見直しとなっております。

委員 手数料は令和 5 年度の実績を踏まえて、それぞれ新しく積算方法を考えられているのですが、令和 7 年度では水道事業で赤字を計上すると書いてあって、平成 5 年度から改正を見送っているという状況なのですが、実際に平成 5 年度と令和 7 年度の差というのは、何が違うのか、数字で見えるものがあれば、比較になるのかなと思うのですが。いずれにしても、本件については、新築の家が対象となる

のでしょうが、福知山市の住宅事情からみて年間どれだけの純増があるのかわかりませんが、その分を計上していくと、未来永劫この状況で経営が改善できるのか、参考になるデータがあれば、お聞きしたいと思います。

それともう1点、給水工事手数料について、京都府内のデータの中で、向日市が0になっているのですが、何か特別な事情があるのか、ご存じであれば教えていただきたいなと思います。

事務局 向日市の件から説明させていただきます。向日市だけ0円で、京丹波町はバーなのですが、京丹波町は唯一導入されてない団体で、向日市が0円になっていますのは、口径13mmで新設する場合だと、当てはまるものがなく、他のカテゴリーでは手数料を取られているので、仕組みとしてはあるけれどもこの条件では0円ということです。各市町によって、どういう場合にいくらという条件が違いますので、向日市だけはここに当てはまらなかったということになります。

それともう1点、最新のデータということですが、すいませんが最新の数字は年度の途中なのでまだないのですが、令和6年度の決算をちょうどやっております、それと比較するならば、細かい件数は今持ち合わせていないのですが、減少はしています。令和6年度は、令和5年度に比べて件数も収入額も減っています。といいますのも、住宅の新築が、少しずつ落ち着いてきているということです。感覚的なものですが、近年アパートがたくさん建っていましたが、これも一昨年より去年、去年より今年の方が少ないというように、ちょっとずつ落ち着いてきているイメージがあります。

そういった意味で、この手数料を上げれば収益が改善する、これで大丈夫、ということにはならないと思っております。

委員 資料を見せていただくと、給水工事手数料について、改定前と改定後で、25mm以下の方が値上げ幅が大きく、負担が非常に増えているように見えます。これは今回から25mmを境に料金を統一されたことによるものと思うのですが、25mmを基準にされた理由の説明をいただきたいと思います。

また、先ほど他の委員からもありましたが、平成5年度の算出方法がわからないので、単純に労務単価が上がっただけなのか、そのあたりをご説明いただきたいです。

あと、説明の中で、包括委託業務内で委託業者が申請書類の確認

をしているとあったかと思いますが、例えば、職員の労務費が時間単価 2,424 円であるのに対して委託であれば 2,000 円、というところの差が、包括委託をやるメリットと考えてもいいのでしょうか。

事務局 25mmを境に 2 段階にさせていただいたということで、当初は元の口径別のとおりに算出をしようと、実務担当者への聞き取りや件数の算出をしましたが、実際のところ、作業時間にそれほど差がないということが判明しました。

25mmを超えると、急に 40mmになることからわかりますように、建物の規模が大きくなりますので、そうなる検査で確認する場所も増えていきます。ですが、50mm、75mmと口径が増えるごとに作業時間が倍数で増えていくかという、実際はそれほどでもないということもありまして、この 2 区分が分かりやすさも含めて、適切ではないかと考えたところです。

ちなみに、前回平成 5 年度に改定した際の算出方法について、資料を探して調べたり、当時の職員にも聞き取りを行ったりしたのですが、根拠ははっきりとわかりませんでした。

他の市町にも算出根拠を聞き取りしたのですが、やはり長らく改定をされてないところは「わからない」との回答でして、近年改定をされたところに伺いますと、私たち同様に、労務費と作業時間で割り戻しているところと、一律、改定前の表から何%増と回答されたところの 2 通りありました。

3 点目の委託の件ですが、確かに、上下水道部の職員と委託業者で労務費の単価に差があります。ただ、それで安くなったとも言いきれないところもあるのですが、委託のメリットというのは明らかでして、委託業者の専門的な知識を持った社員がきっちりと審査を行うことができるということです。市の職員は人事異動もありますので、異動直後で専門知識に乏しい職員が対応することで、書類の誤りの見逃しに繋がったり、時間がかかったりということがありましたので、効率的に業務を行うという意味では、大きなメリットがあったと考えております。

会長 それでは、その他にご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。もし、ご意見ご質問等ないようでしたら、以上で質疑を終了しまして、議論を整理した上で採決を行いたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

それでは資料を再度ご確認くださいまして、ここまでの議論を踏まえまして、当審議会の答申をまとめます。手数料の見直しについてですが、まず、上水の給水装置工事に係る手数料については、設計審査手数料を口径にかかわらず一律 2,900 円、工事検査手数料については 25mm 以下のものを 2,900 円、25mm を超えるものを 3,700 円に改定となります。それから下水の排水設備工事に係る手数料ですが、計画確認手数料が一律で 2800 円、工事検査手数料が 3200 円で、こちらを新たに設けることとなります。証明手数料につきましては、1 件 300 円を新たに設けたいという原案でございます。

今ご確認ください 3 つの手数料について、それぞれ事務局提案の金額で、当審議会の答申としたいと考えております。これまでの意見を今整理したわけですが、特にご異議ございませんでしたら、今ご説明申し上げた金額で、当審議会の答申としたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

会 長 それでは本日ご議論いただいた内容をまとめまして、答申書として、管理者宛に提出することといたします。

なお、答申書の作成について、私と副会長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、本日の内容については以上となります。閉会にあたりまして、副会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

副 会 長 皆さん、お疲れ様でした。いつもの決算報告とは違い、諮問を受けて、大きな額とは言えないかもしれませんが、値上げに関する議論があり、いつもより緊張感があつたと思っています。費用がかかっているものは、受益者負担の原則に従って負担いただければよいということで合意できてよかったと思います。この話はこれでいいのですが、これが水道料金本体の場合、受益者負担だからといって、どこまで上げてよいのかは、今すぐではないかもしれませんが、近い将来考えないといけない可能性があります。これは福知山市だけではなく、どこ

の水道事業体あるいは市町村でも、人口が減っていく中で起こることだと思います。今回の、手数料 300 円とかの議論でも緊張感があるので、水道料金をどうするかという話は、やはりシビアな話だと思って聞いていました。

今日どうこうという話ではないですが、それをどうしていくか、待ったなしの状況になる前に、市民の皆さんも交えて、どんどん議論していくのがいいのかなと思いました。

会 長 ありがとうございます。次回の審議会につきましては、定例の審議会として、11 月中旬に開催したいと考えておりますのでよろしくお願いします。これをもちまして令和 7 年度第 2 回福知山市上下水道事業経営審議会を終了いたします。委員の皆様、本日はご多忙の中本当にありがとうございました。